

# 中継施設整備計画

平成 3 1 年 3 月

安堵町・広陵町・河合町

---

# 目 次

---

第1章 総論 .....	1
1.1 計画の目的 .....	1
1.2 施設整備の方針 .....	1
1.3 計画目標年次 .....	1
1.4 計画処理区域 .....	1
第2章 地域の概要 .....	2
2.1 位置及び地勢 .....	2
2.2 気象 .....	3
2.3 人口 .....	4
2.4 土地利用 .....	8
2.5 将来計画・まちづくり .....	10
第3章 ごみ処理の現況 .....	11
3.1 ごみ処理の状況 .....	11
3.1.1 ごみの分別区分 .....	11
3.1.2 ごみの排出方法等 .....	12
3.1.3 ごみの処理主体 .....	14
3.1.4 ごみの処理手数料 .....	15
3.1.5 ごみ処理・処分の流れ .....	16
3.1.6 ごみ処理施設等の概要 .....	17
3.2 ごみ排出量の実績 .....	18
3.3 ごみ処理の課題 .....	22
第4章 処理計画 .....	23
4.1 施設建設の必要性 .....	23
4.2 ごみ処理量の推計 .....	24
4.2.1 計画人口の設定 .....	24
4.2.2 可燃ごみ処理量の推計 .....	25
4.3 ごみ処理計画 .....	26
4.3.1 処理対象ごみの区分 .....	26
4.3.2 施設建設地及び周辺条件 .....	27
4.3.3 搬入車両の条件 .....	30
4.3.4 施設規模の算出 .....	31
第5章 処理方式 .....	32
5.1 中継施設の処理フロー .....	32
5.2 中継方式の設定 .....	33
5.2.1 中継方式の種類 .....	33

5.2.2	中継方式の決定	34
5.3	中継施設の概略仕様	35
5.3.1	機械設備仕様	35
5.3.2	電気・計装設備仕様	35
5.3.3	雑設備	35
第6章	施設配置・動線計画	36
第7章	管理運営計画	38
7.1	環境保全対策	38
7.2	管理組織	39
7.2.1	人員配置計画例	39
7.2.2	必要資格例	39
7.3	労働安全対策	40
第8章	事業実施計画	41
8.1	事業スケジュール	41
8.2	概算費用の算出	42
8.2.1	建設費の算出	42
8.2.2	総事業費の算出	42

# 第1章 総論

## 1.1 計画の目的

安堵町、広陵町及び河合町では、平成35年度から開始する「山辺・県北西部広域環境衛生組合」（以下「広域組合」という。）での広域処理に向けて、施設運営の効率化等を踏まえた今後の施設整備のあり方について検討を進めている。

広域組合の新施設への搬入は、大型のごみ運搬車両で搬入することが条件とされており、住民が直接ごみを持ち込むことはできない。

このような状況において、安堵町、広陵町及び河合町は、3町共同の中継施設を整備することとしており、3町におけるごみの処理・処分の現況を把握し、社会・経済情勢等の変化とともに移り変わるごみ処理の状況を踏まえて、長期的・総合的な視点から今後必要となる整備すべき最適な施設を検討する。

「中継施設整備計画」（以下「本計画」という。）では、中継施設として必要となる基本事項を整理し、今後の施設運営、施設整備の方針及び整備に関する基本的事項等を明らかにすることを目的として策定する。

## 1.2 施設整備の方針

中継施設整備については、広域組合が平成28年12月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び3町において策定した最新の「一般廃棄物処理基本計画」に沿って検討を行うものとする。

## 1.3 計画目標年次

本計画では「廃棄物処理法」等に基づき長期的な目標を示すこととする。平成30年度を初年度とし、15年後の平成44年度を計画目標年次として計画を策定する。なお、計画策定の前提となっている法体系及び社会情勢等に大きな変動のあった場合においては、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 1.4 計画処理区域

本計画の処理対象区域は、安堵町、広陵町及び河合町の全域（以下「圏域」という。）とする。



## 2.2 気象

本圏域の平均気温と降水量の推移を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示す。

この地域は盆地特有の内陸性気候であり、概ね気温の日較差が大きく降水量は少なめである。また、夏は蒸し暑く、冬は底冷えが厳しくなる。

表 2-2-1 平均気温と降水量の推移

項目	降水量 (mm)	平均気温 (°C)		
		日平均	日最高	日最低
H20	1,300.5	14.9	20.6	10.3
H21	1,287.0	15.1	20.8	10.3
H22	1,587.5	15.4	20.9	10.8
H23	1,473.0	15.0	20.6	10.4
H24	1,597.5	14.7	20.2	10.3
H25	1,505.5	15.3	21.0	10.5
H26	1,320.5	14.9	20.6	10.3
H27	1,512.0	15.5	21.0	11.0
H28	1,493.5	16.0	21.6	11.2
H29	1,291.0	15.4	20.6	11.1
1月	42.5	4.2	9.6	0.0
2月	59.0	4.4	9.8	0.0
3月	59.0	7.6	13.4	2.8
4月	85.0	14.4	20.0	9.0
5月	80.0	20.2	26.2	14.9
6月	112.0	21.8	27.5	16.8
7月	57.0	28.1	33.0	24.5
8月	126.0	28.0	33.2	24.2
9月	145.0	22.9	27.8	18.8
10月	443.0	17.3	21.1	14.1
11月	52.0	10.8	15.9	6.4
12月	30.5	5.3	10.0	1.4

出典：気象庁ホームページ（奈良地方気象台の過去の気象データ）

※表記は、年（1月～12月）を示す。

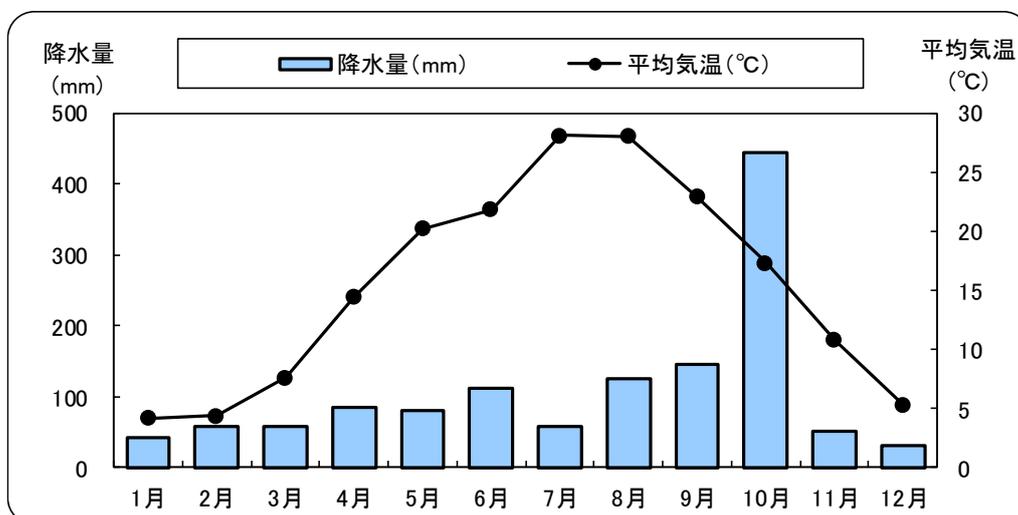


図 2-2-1 平均気温と降水量の推移 (平成 29 年)

## 2.3 人口

### (1) 圏域

圏域の人口及び世帯数の推移を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。

圏域の人口は減少しており、過去 10 年間では約 1,100 人減少している。一方で、世帯数は増加しているため、1 世帯当たりの人員は年々減少している。

表 2-3-1 人口及び世帯数の推移（圏域）

年度	人口（人）				世帯数 （世帯）	平均世帯人員 （人/世帯）
	男性	女性	増加人口			
H20	61,591	29,488	32,103	—	21,971	2.80
H21	61,461	29,451	32,010	-130	22,209	2.77
H22	61,222	29,281	31,941	-239	22,420	2.73
H23	61,365	29,332	32,033	143	22,730	2.70
H24	61,171	29,223	31,948	-194	22,979	2.66
H25	61,139	29,179	31,960	-32	23,245	2.63
H26	61,078	29,155	31,923	-61	23,517	2.60
H27	60,861	29,020	31,841	-217	23,699	2.57
H28	60,748	28,950	31,798	-113	23,908	2.54
H29	60,498	28,821	31,677	-250	23,930	2.53

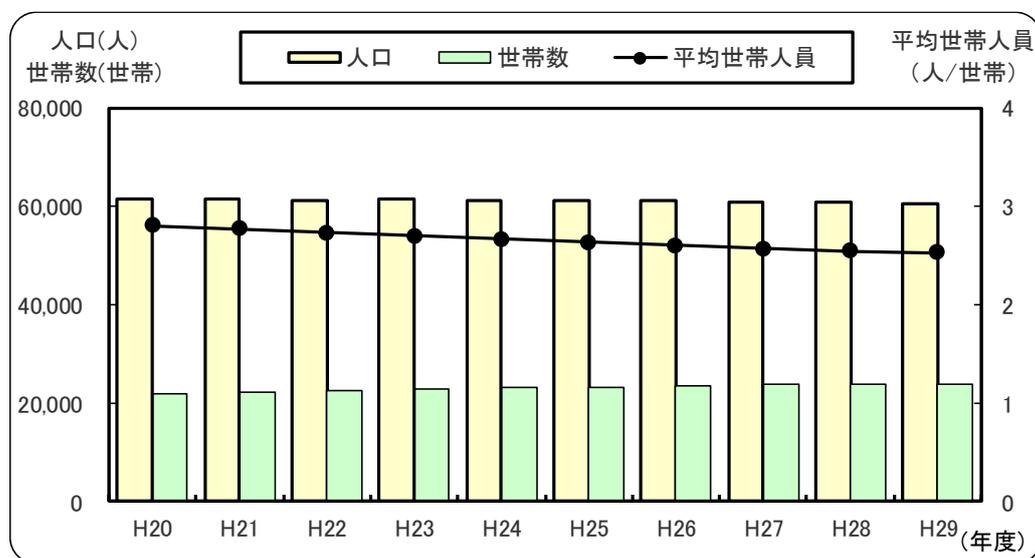


図 2-3-1 人口及び世帯数の推移（圏域）

## (2) 安堵町

安堵町の人口及び世帯数の推移を表 2-3-2 及び図 2-3-2 に示す。

安堵町の人口は減少しており、過去 10 年間では約 500 人減少している。一方で、世帯数は若干増加しているため、1 世帯当たりの人員は年々減少している。

表 2-3-2 人口及び世帯数の推移（安堵町）

年度	人口（人）			増加人口	世帯数 （世帯）	平均世帯人員 （人/世帯）
	男性	女性				
H20	8,025	3,823	4,202	—	3,317	2.42
H21	7,936	3,784	4,152	-89	3,327	2.39
H22	7,864	3,738	4,126	-72	3,382	2.33
H23	7,861	3,737	4,124	-3	3,422	2.30
H24	7,737	3,683	4,054	-124	3,445	2.25
H25	7,692	3,654	4,038	-45	3,407	2.26
H26	7,659	3,640	4,019	-33	3,415	2.24
H27	7,559	3,603	3,956	-100	3,404	2.22
H28	7,576	3,632	3,944	17	3,399	2.23
H29	7,501	3,590	3,911	-75	3,414	2.20

※外国人登録者数を含まない

※各年度10月1日現在

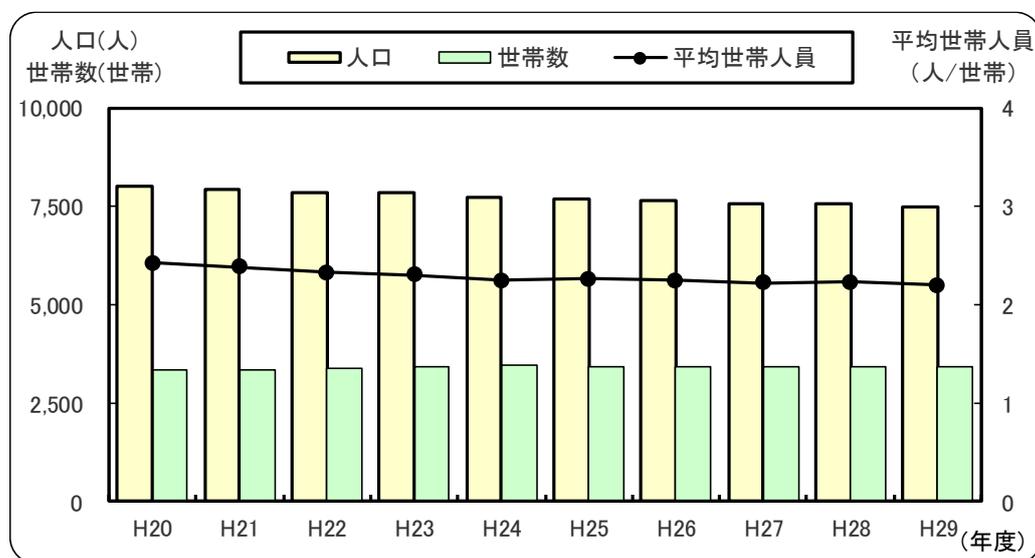


図 2-3-2 人口及び世帯数の推移（安堵町）

### (3) 広陵町

広陵町の人口及び世帯数の推移を表 2-3-3 及び図 2-3-3 に示す。

広陵町の人口は増加しており、過去 10 年間では約 1,000 人増加している。また、世帯数も増加しているが、1 世帯当たりの人員は年々減少している。

表 2-3-3 人口及び世帯数の推移（広陵町）

年度	人口（人）			増加人口	世帯数（世帯）	平均世帯人員（人/世帯）
	男性	女性				
H20	34,007	16,400	17,607	—	11,087	3.07
H21	34,101	16,449	17,652	94	11,259	3.03
H22	34,115	16,418	17,697	14	11,421	2.99
H23	34,342	16,506	17,836	227	11,637	2.95
H24	34,429	16,555	17,874	87	11,818	2.91
H25	34,569	16,600	17,969	140	12,059	2.87
H26	34,785	16,722	18,063	216	12,320	2.82
H27	34,924	16,771	18,153	139	12,535	2.79
H28	34,990	16,785	18,205	66	12,730	2.75
H29	34,997	16,802	18,195	7	12,740	2.75

※外国人登録者数を含む

※各年度9月30日現在

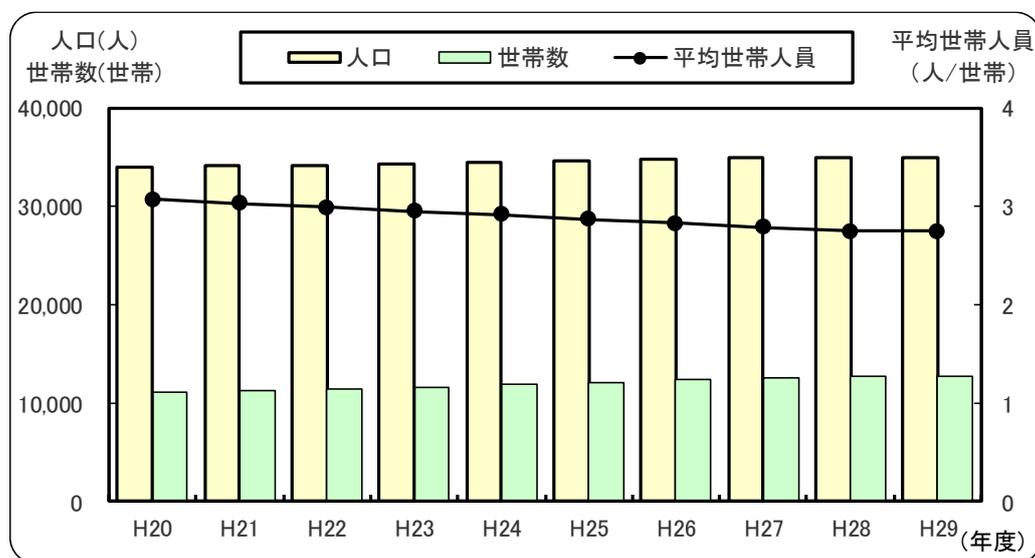


図 2-3-3 人口及び世帯数の推移（広陵町）

#### (4) 河合町

河合町の人口及び世帯数の推移を表 2-3-4 及び図 2-3-4 に示す。

河合町の人口は減少しており、過去 10 年間では約 1,600 人減少している。一方で、世帯数は増加しているため、1 世帯当たりの人員は年々減少している。

表 2-3-4 人口及び世帯数の推移（河合町）

年度	人口（人）			増加人口	世帯数 （世帯）	平均世帯人員 （人/世帯）
	男性	女性				
H20	19,559	9,265	10,294	—	7,567	2.58
H21	19,424	9,218	10,206	-135	7,623	2.55
H22	19,243	9,125	10,118	-181	7,617	2.53
H23	19,162	9,089	10,073	-81	7,671	2.50
H24	19,005	8,985	10,020	-157	7,716	2.46
H25	18,878	8,925	9,953	-127	7,779	2.43
H26	18,634	8,793	9,841	-244	7,782	2.39
H27	18,378	8,646	9,732	-256	7,760	2.37
H28	18,182	8,533	9,649	-196	7,779	2.34
H29	18,000	8,429	9,571	-182	7,776	2.31

※外国人登録者数を含む

※各年度9月30日現在

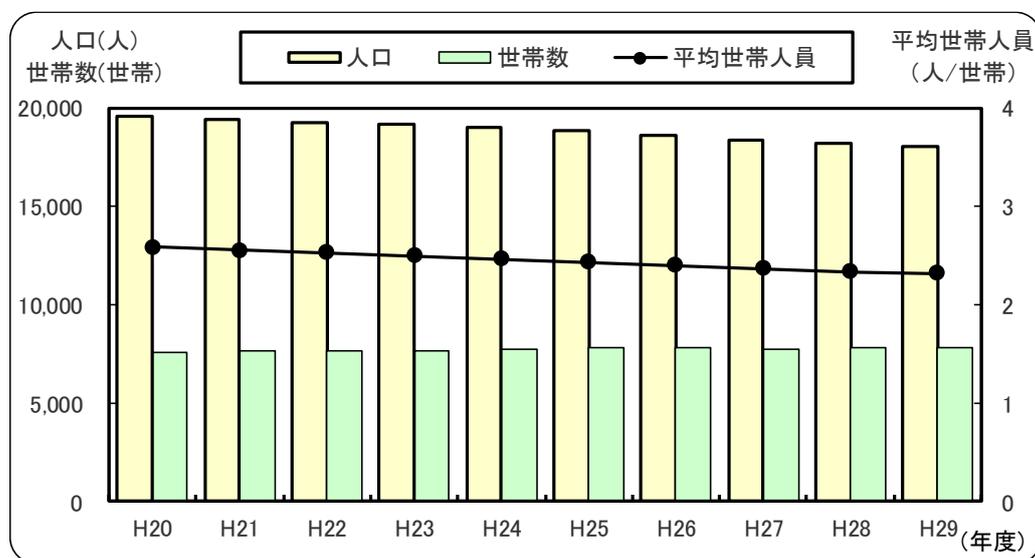


図 2-3-4 人口及び世帯数の推移（河合町）

## 2.4 土地利用

### (1) 土地利用状況

本圏域及び各町の地目別面積割合を表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示す。

本圏域の土地利用状況は、「田」が約 44%と最も高く、次いで「宅地」が約 39%、「畑」が約 9%、「雑種地」が約 5%となっている。

町別では、安堵町及び広陵町は「田」の割合が最も大きく、河合町は「宅地」の割合が最も大きい。

表 2-4-1 地目別面積割合

(単位：千㎡)

区 分	圏域		安堵町		広陵町		河合町	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
田	8,052	43.5%	1,443	52.2%	5,053	45.8%	1,556	33.0%
畑	1,676	9.1%	141	5.1%	982	8.9%	553	11.7%
宅地	7,257	39.2%	986	35.7%	4,251	38.6%	2,020	42.8%
沼池	2	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
山林	508	2.7%	0	0.0%	225	2.0%	283	6.0%
原野	64	0.3%	0	0.0%	9	0.1%	55	1.2%
雑種地	950	5.1%	193	7.0%	505	4.6%	252	5.3%
合計	18,509	100.0%	2,763	100.0%	11,025	100.0%	4,721	100.0%

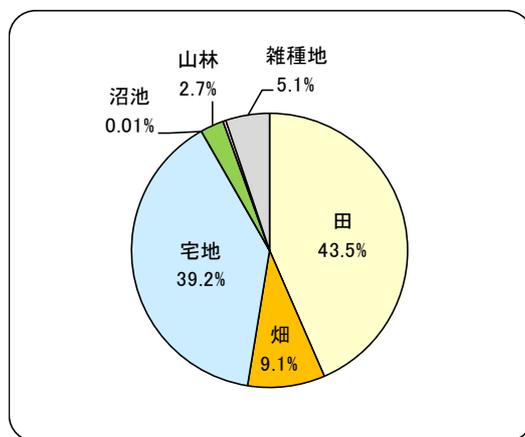


図 2-4-1 地目別面積割合

## (2) 用途地域

本圏域及び各町の用途地域割合を表 2-4-2 及び図 2-4-2 に示す。

本圏域の用途地域は、「第一種住居地域」が約 44%と最も高く、次いで「第一種中高層住居専用地域」が約 30%となっている。

町別では、安堵町及び河合町は「第一種住居地域」の割合が最も大きく、広陵町は「第一種中高層住居専用地域」の割合が最も大きい。

表 2-4-2 用途地域割合

(単位：ha)

区 分	圏域		安堵町		広陵町		河合町	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
1 種低層住居専用	111.7	12.3%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	111.7	33.4%
2 種低層住居専用	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
1 種中高層住居専用	273.7	30.2%	22.1	19.6%	242.3	52.6%	9.3	2.8%
2 種中高層住居専用	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
1 種住居地域	401.2	44.2%	66.4	59.0%	136.6	29.7%	198.2	59.2%
2 種住居地域	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
準住居地域	10.4	1.1%	0.0	0.0%	10.4	2.3%	0.0	0.0%
近隣商業地域	17.0	1.9%	0.0	0.0%	14.5	3.2%	2.5	0.7%
商業地域	7.0	0.8%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	7.0	2.1%
準工業地域	86.4	9.5%	24.0	21.3%	56.5	12.3%	5.9	1.8%
工業地域	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
工業専用地域	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
合計	907.4	100.0%	112.5	100.0%	460.3	100.0%	334.6	100.0%

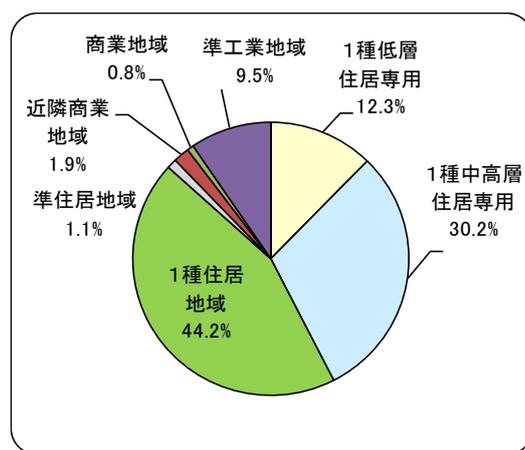


図 2-4-2 用途地域割合

## 2.5 将来計画・まちづくり

### (1) 安堵町

「第4次安堵町総合計画」(計画期間：平成24年度～平成33年度)

○ 町の将来像

小さくてもキラリ光る交流のまち あんど

～安堵 A・N・Dプラン～

「安堵町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年2月)

○ 目指すまちの将来像

ひと・まちが輝き 障害快適に暮らせるまち

### (2) 広陵町

「第4次広陵町総合計画」(平成24年度～平成33年度)

○ 目指す将来像

人にやさしい、人がやさしい、元気なまち・広陵町

「広陵町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年度)

○ 基本目標・基本的方向・具体的事業等

住み続けたいくなるまちづくり

結婚、出産、子育ての希望をかなえるまちづくり

活力あふれるまちづくり

地域と地域を連携するまちづくり

### (3) 河合町

「河合町 街再生総合戦略」(平成27年度)

○ 目指すべき将来の方向性・5つの目標

そうだ、やっぱり河合で暮らそう！

- ・ 活気のある河合町になって欲しい
- ・ 絆でつながる河合町になって欲しい
- ・ 誇りを持てる河合町になって欲しい
- ・ 魅力が光る河合町になって欲しい
- ・ 地域主権確立のために

## 第3章 ごみ処理の現況

### 3.1 ごみ処理の状況

#### 3.1.1 ごみの分別区分

各町のごみの分別区分を表3-1-1～表3-1-3にそれぞれ示す。

表3-1-1 安堵町のごみの分別区分

ごみの種類		分別区分	
家庭系	収集 ごみ	燃えるごみ	生ごみ、紙くず類、トレイ、ポリ容器、ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製品
		燃えないごみ	カン・金属類 ビン・ガラス類
		粗大ごみ	ふとん、カーペット、家具類、電気製品、建具類、自転車・三輪車、ゴムホース等
	集団 回収	紙類	段ボール、新聞チラシ、雑誌
		布類	古着、衣類、ぼろ布、綿入り布団、毛布
事業系		各事業所の責任で処理することが原則であり、収集は行っていない。一部、介護施設等の事業所から排出される燃えるごみについては、家庭系ごみと同様に収集している。	

表3-1-2 広陵町のごみの分別区分

ごみの種類		分別区分	
家庭系	可燃ごみ	台所ごみ類（生ごみ）、紙くず類（ちり紙、油紙等）、その他のごみ（割り箸、鉛筆、乾燥した細い枝、葉、草等）	
	不燃ごみ	金属類（フライパン・鍋、スプーン、汚れのある缶等）、ガラス類・陶器類（茶碗・ガラスコップ・皿、植木鉢等）、小型家電（ラジオ、電卓、ドライヤー等）	
	その他プラスチックごみ	容器包装プラスチックごみ以外のプラスチック製品・ゴム製品、商品でないものの容器や包装（クリーニングの袋等）	
	容器包装プラスチックごみ	カップ・トレイ・パック類、ボトル類、その他（空気の入ったシート、発砲スチロール製品）、ネット（玉葱・みかん等が入っていたネット）、チューブ型容器、ふくろ類（食料品や日用品の袋及びラップ類）	
	リサイクル 素材	ペットボトル	ペットボトル
		空き缶	アルミ缶、スチール缶
		空きびん	白色びん、茶色びん、その他の色びん
	有害ごみ	電球、蛍光灯類、LED電球、電池類、水銀体温計、水銀温度計	
	粗大ごみ	家財類（タンス・机、椅子、布団、自転車、じゅうたん等）、小型家電類その他（ストーブ、電子レンジ、トースター、インクジェットプリンター等）	
	資源 ごみ	紙類	紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙袋・紙箱等）
紙パック類		紙パック類（飲料系紙パック等、内側が白色のもの）	
古着・衣類		古着・布類（服・衣類・タオル等、着物・シーツ等）	
事業系	可燃ごみ	事業所から出る可燃ごみ	
集団回収		新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着類、アルミ類	

表 3-1-3 河合町のごみの分別区分

ごみの種類		分別区分	
家庭系	収集 ごみ	もやすごみ	生ごみ、紙くず、木くず、布くず、布団類
		もやさないごみ	プラスチック・ビニール類、ガラス・瀬戸物類、金属類
		ペットボトル	飲料用、酒類、調味料用のペットボトル
		びん	飲み物等のびん
		かん	スチール缶、アルミ缶
		有害ごみ	電池、体温計、蛍光管電球
		粗大ごみ	家電製品・家具類・建具類
	集団 回収	紙類	新聞、本、雑誌、広告紙、チラシ、ダンボール、紙パック
		布類	古布、古着
事業系	もやすごみ	事業所から出る可燃ごみ	
	もやさないごみ	事業所から出る不燃ごみ	
	ペットボトル	事業所から出るペットボトル	
	びん	事業所から出るびん	
	かん	事業所から出るかん	
	有害ごみ	事業所から出る有害ごみ	
	粗大ごみ	事業所から出る粗大ごみ	

### 3.1.2 ごみの排出方法等

各町のごみの排出方法等を表 3-1-4～表 3-1-6 にそれぞれ示す。

表 3-1-4 安堵町のごみの排出方法等

ごみの種類		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系	収集 ごみ	燃えるごみ	週2回	ステーション方式	
		燃えないごみ	月1回	ステーション方式	
		粗大ごみ	年2回	ステーション方式	
	集団 回収	紙類	折りたたみ、それぞれ	-	各自治会、こども会、婦人会 などで直接回収業者へ連絡する 必要がある。
		布類	紐でしっかりくくる。	-	

表 3-1-5 広陵町のごみの排出方法等

ごみの種類		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系	可燃ごみ	指定袋に入れる	週2回	戸別収集	
	不燃ごみ	指定袋に入れる	月1回	戸別収集	
	その他プラスチックごみ	指定袋に入れる	月1回	戸別収集	
	容器包装プラスチックごみ	透明・半透明の袋に入れる	週1回	戸別収集	
	リサイクル素材	ペットボトル	リサイクルネット	月2回	ステーション
		空き缶	リサイクルネット	月2回	ステーション
		空きびん	コンテナ	月2回	ステーション
	有害ごみ	透明・半透明の袋に入れる	第5水曜日 年4～5回	戸別収集	
	粗大ごみ	「不用品」の張り紙をする	月2回	戸別収集	
	資源ごみ	紙類	ひもでしばる、あるいは透明・半透明の袋に入れる	月2回	戸別収集
紙パック類		ひもでしばる、あるいは透明・半透明の袋に入れる	月2回	戸別収集	
古着・衣類		透明・半透明の袋に入れる	月2回	戸別収集	
事業系	可燃ごみ	透明・半透明の袋に入れる	-	自己搬入又は許可業者による収集	

表 3-1-6 河合町のごみの排出方法等

ごみの種類		排出方法	収集回数	収集体制等	
家庭系 ごみ	収集 ごみ	もやすごみ	指定袋に入れる。	週2回	ステーション方式
		もやさないごみ	指定袋に入れる。	週1回	ステーション方式
		ペットボトル	指定袋に入れる。	月2回	ステーション方式
		びん	指定袋に入れる。	月2回	ステーション方式
		かん	指定袋に入れる。	月2回	ステーション方式
		有害ごみ	分別し、汎用の袋に入れる。	年4回	ステーション方式
		粗大ごみ	粗大シールを貼って出す。	週1回	ステーション方式
	集団 回収	紙類	-	-	-
	布類	-	-	-	

### 3.1.3 ごみの処理主体

各町のごみの処理主体を表3-1-7～表3-1-9にそれぞれ示す。

表3-1-7 安堵町のごみの処理主体

ごみの種類		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系 ごみ	収集 ごみ	燃えるごみ	直営	直営	委託
		燃えないごみ	直営	直営	委託
		粗大ごみ	委託	直営	委託
	集団回収	紙類	-	-	-
		布類	-	-	-
事業系ごみ		直営	直営	委託	

表3-1-8 広陵町のごみの処理主体

ごみの種類		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系	可燃ごみ	委託/自己搬入	委託	資源化/委託	
	不燃ごみ	委託/自己搬入	委託	資源化/委託	
	その他プラスチックごみ	委託/自己搬入	委託	委託	
	容器包装プラスチックごみ	委託/自己搬入	委託	資源化	
	リサイクル素材	ペットボトル	委託/自己搬入	委託	資源化
		空き缶	委託/自己搬入	委託	資源化
		空きびん	委託/自己搬入	委託	資源化
	有害ごみ	委託/自己搬入	委託	委託	
	粗大ごみ	委託/自己搬入	委託	資源化/委託	
	資源ごみ	紙類	委託/自己搬入	委託	資源化
		紙パック類	委託/自己搬入	委託	資源化
古着・衣類		委託/自己搬入	委託	資源化	
事業系	可燃ごみ	許可業者/自己搬入	委託	資源化/委託	

表3-1-9 河合町のごみの処理主体

ごみの種類		収集・運搬	中間処理	最終処分	
家庭系 ごみ	収集 ごみ	もやすごみ	委託/自己搬入	直営	委託
		もやさないごみ	委託/自己搬入	委託	委託
		ペットボトル	委託/自己搬入	委託	委託
		びん	委託/自己搬入	委託	委託
		かん	委託/自己搬入	委託	委託
		有害ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
		粗大ごみ	委託/自己搬入	委託	委託
	集団回収	紙類	-	-	-
		布類	-	-	-
事業系ごみ	もやすごみ	許可業者/自己搬入	直営	委託	
	もやさないごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託	
	ペットボトル	許可業者/自己搬入	委託	委託	
	びん	許可業者/自己搬入	委託	委託	
	かん	許可業者/自己搬入	委託	委託	
	有害ごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託	
	粗大ごみ	許可業者/自己搬入	委託	委託	

### 3.1.4 ごみの処理手数料

広陵町及び河合町のごみの処理手数料を表 3-1-10 及び表 3-1-11 にそれぞれ示す。

表 3-1-10 広陵町のごみの処理手数料

対象ごみの種類			手数料
収集	家庭系	可燃ごみ	450のごみ袋 1枚45円
			300のごみ袋 1枚30円
			200のごみ袋 1枚20円
		不燃ごみ	100のごみ袋 1枚10円
			450のごみ袋 1枚45円
			300のごみ袋 1枚30円
	その他プラスチックごみ	200のごみ袋 1枚20円	
		450のごみ袋 1枚45円	
		300のごみ袋 1枚30円	
自己搬入	家庭系	200のごみ袋 1枚20円	
		可燃ごみ	50円/10kg
		不燃ごみ	50円/10kg
		その他プラスチックごみ	50円/10kg
		容器包装プラスチックごみ	50円/10kg
	粗大ごみ	50円/10kg	
事業系	事業所から出る紙類等のごみ	150円/10kg	

表 3-1-11 河合町のごみの処理手数料

対象ごみの種類			手数料
収集	家庭系	もやすごみ	450のごみ袋 1枚45円
			300のごみ袋 1枚30円
			200のごみ袋 1枚20円
		もやすごみダストシュート	1枚10円
自己搬入	家庭系	もやさないごみ	450のごみ袋 1枚40円
		もやすごみ	100円/10kg
		もやさないごみ	100円/10kg
	事業系	粗大ごみ	100円/10kg
		もやすごみ	150円/10kg
		もやさないごみ	150円/10kg

### 3.1.5 ごみ処理・処分の流れ

各町のごみ処理フローを図 3-1-1～図 3-1-3 にそれぞれ示す。

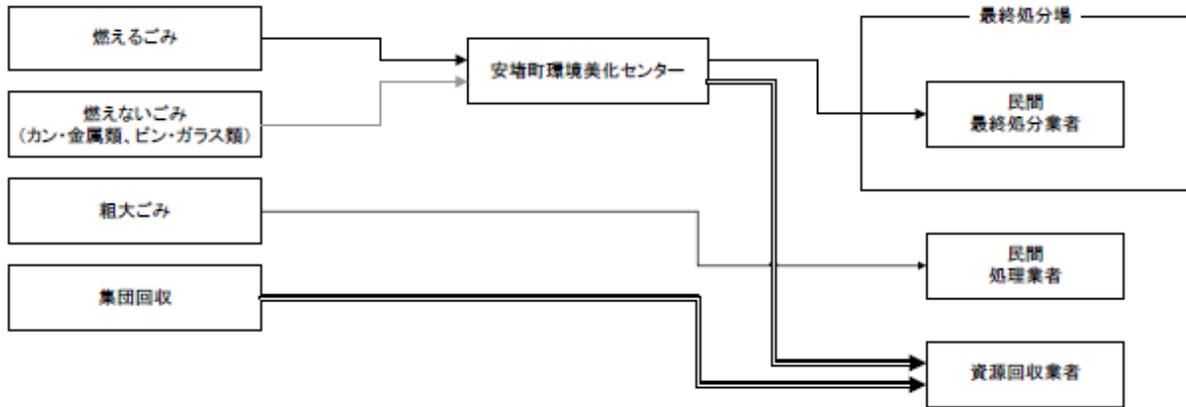


図 3-1-1 安堵町のごみ処理フロー

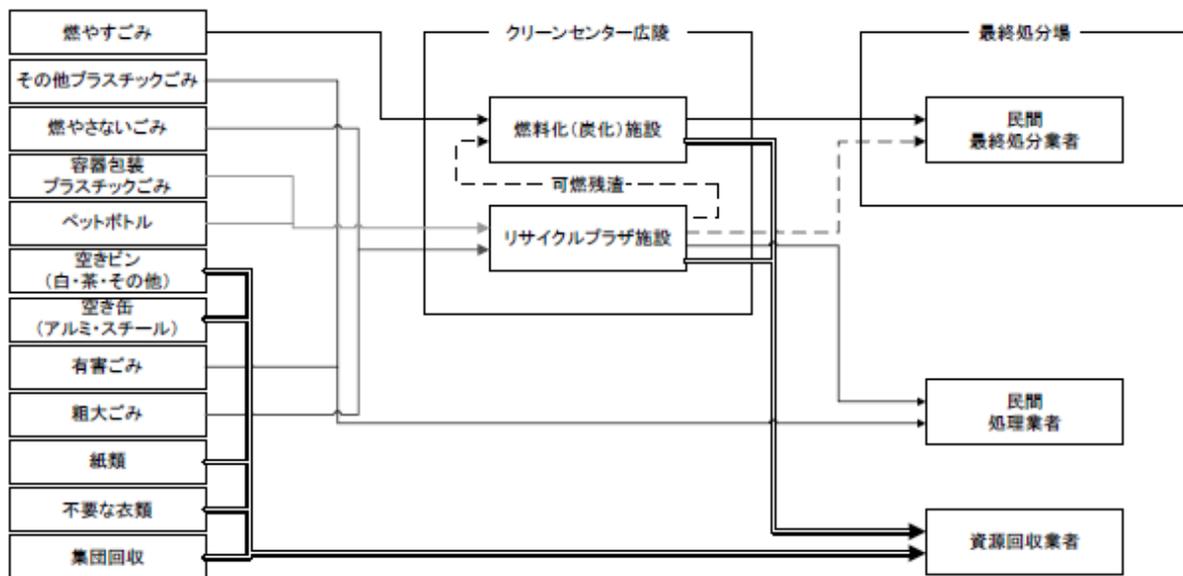


図 3-1-2 広陵町のごみ処理フロー

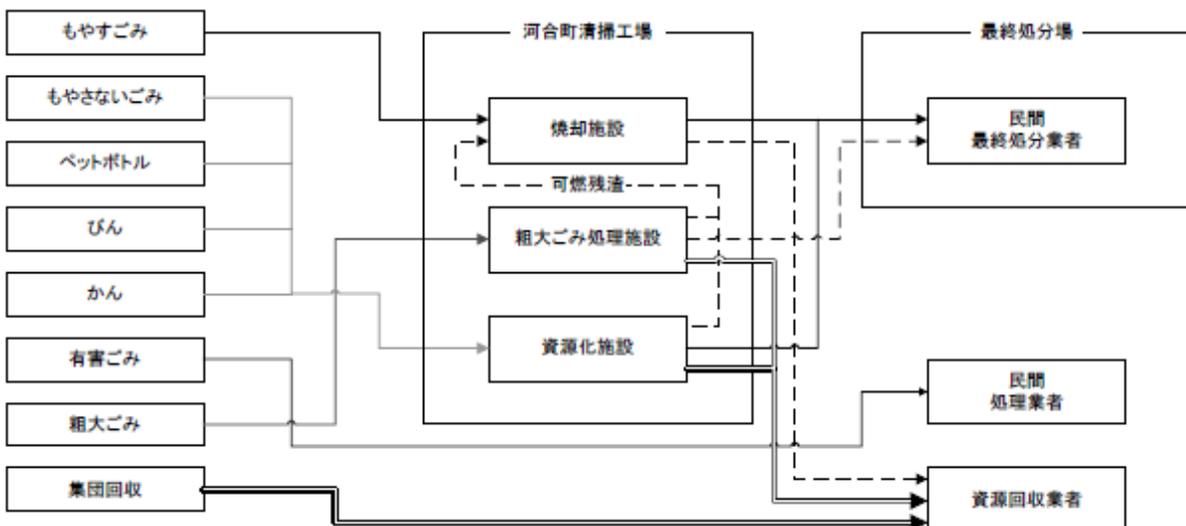


図 3-1-3 河合町のごみ処理フロー

### 3.1.6 ごみ処理施設等の概要

各町のごみ処理施設及びリサイクル施設の概要を表 3-1-12～表 3-1-16 にそれぞれ示す。

#### (1) ごみ処理施設

表 3-1-12 安堵町のごみ処理施設の概要

施設名	安堵町環境美化センター
所在地	生駒郡安堵町笠目326番地の1
竣工年月	平成3年
処理能力	20 t / 日 (10 t / 8 h × 2 炉)
処理方式	准連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)
処理対象物	可燃ごみ

表 3-1-13 広陵町のごみ処理施設の概要

施設名	クリーンセンター広陵 (燃料化(炭化)施設)
所在地	北葛城郡広陵町大字古寺81番地
竣工年月	平成19年2月
処理能力	35 t / 8 h
処理方式	ごみ燃料化 (炭化) 方式
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

表 3-1-14 河合町のごみ処理施設の概要

施設名	河合町清掃工場
所在地	北葛城郡河合町大字山坊638番地の1
竣工年月	昭和52年4月
処理能力	30 t / 日 (15 t / 8 h × 2 炉)
処理方式	機械バッチ式
処理対象物	可燃ごみ、可燃性残渣

#### (2) リサイクル施設

表 3-1-15 広陵町のリサイクル施設の概要

施設名	クリーンセンター広陵 (リサイクルプラザ施設)
所在地	北葛城郡広陵町大字古寺81番地
竣工年月	平成19年2月
処理能力	9.9 t / 5 h
処理方式	破碎、選別、圧縮、梱包
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ

表 3-1-16 河合町のリサイクル施設の概要

施設名	河合町清掃工場
所在地	北葛城郡河合町大字山坊638番地の1
竣工年月	平成3年4月
処理能力	6 t / 5 h
処理方式	破碎、選別、圧縮、梱包
処理対象物	資源ごみ

## 3.2 ごみ排出量の実績

### (1) 圏域

圏域のごみ排出量の実績を表 3-2-1 及び図 3-2-1 に示す。

平成 28 年度において、ごみ総排出量は 19,495t/年、1 人 1 日平均総排出量は 882g/人・日であり、ともに減少しながら推移している。

表 3-2-1 ごみ排出量の実績（圏域）

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
人口	61,171	61,139	61,078	60,861	60,587
総排出量	20,934	20,608	20,429	20,247	19,495
家庭系ごみ	15,566	15,552	15,532	15,333	14,686
事業系ごみ	3,795	3,581	3,540	3,597	3,568
集団回収	1,573	1,475	1,357	1,317	1,241
1人1日平均総排出量	938	923	916	911	882

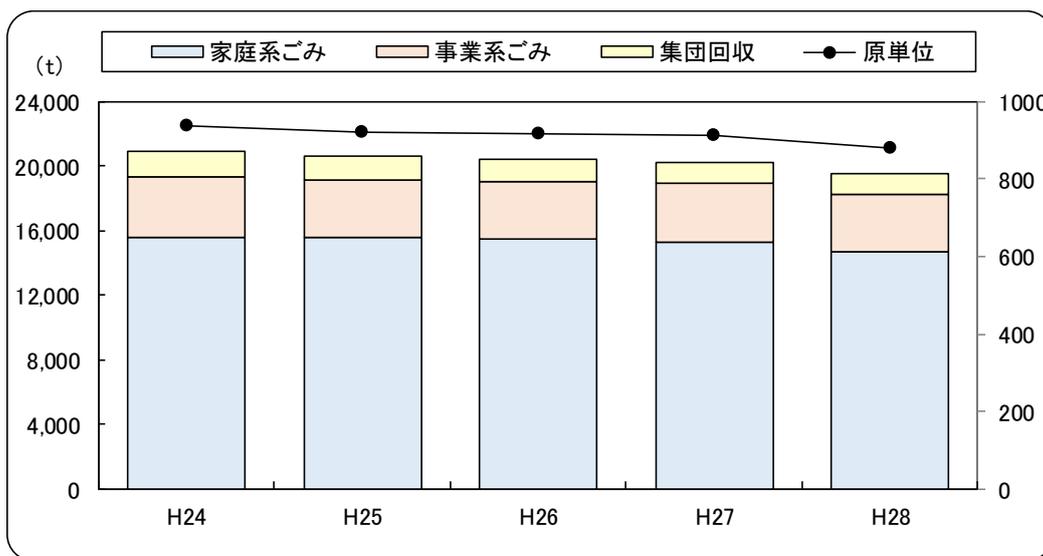


図 3-2-1 ごみ排出量の実績（圏域）

(2) 安堵町

安堵町のごみ排出量の実績を表 3-2-2 及び図 3-2-2 に示す。

平成 28 年度において、ごみ総排出量は 2,501t/年、1 人 1 日平均総排出量は 924g/人・日であり、平成 27 年度までは増加していたが、平成 28 年度に減少に転じている。

表 3-2-2 ごみ排出量の実績（安堵町）

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
人口	7,737	7,692	7,659	7,559	7,415
総排出量	2,551	2,584	2,691	2,772	2,501
家庭系ごみ	2,415	2,457	2,505	2,590	2,325
事業系ごみ	0	0	63	60	65
集団回収	136	127	123	122	111
1人1日平均総排出量	903	920	963	1,005	924

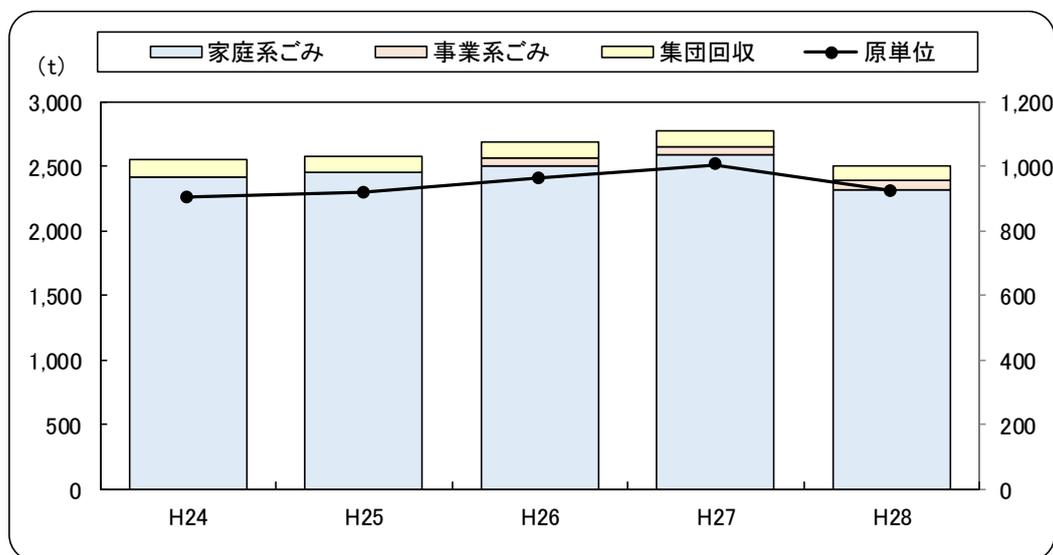


図 3-2-2 ごみ排出量の実績（安堵町）

### (3) 広陵町

広陵町のごみ排出量の実績を表 3-2-3 及び図 3-2-3 に示す。

平成 28 年度において、ごみ総排出量は 10,163t/年、1 人 1 日平均総排出量は 796g/人・日であり、ともに減少しながら推移している。

表 3-2-3 ごみ排出量の実績（広陵町）

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
人口	34,429	34,569	34,785	34,924	34,990
総排出量	10,633	10,772	10,675	10,552	10,163
家庭系ごみ	8,374	8,584	8,625	8,563	8,210
事業系ごみ	1,666	1,630	1,521	1,531	1,521
集団回収	593	558	529	458	432
1人1日平均総排出量	846	854	841	828	796

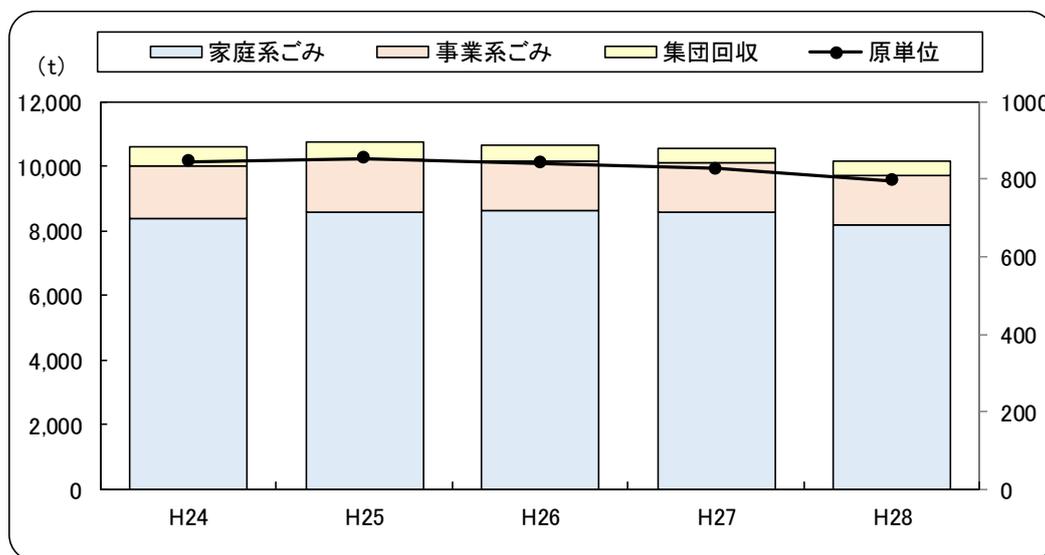


図 3-2-3 ごみ排出量の実績（広陵町）

#### (4) 河合町

河合町のごみ排出量の実績を表 3-2-4 及び図 3-2-4 に示す。

平成 28 年度において、ごみ総排出量は 6,831t/年、1 人 1 日平均総排出量は 1,029g/人・日であり、ともに減少しながら推移している。

表 3-2-4 ごみ排出量の実績（河合町）

単位：t/年

	H24	H25	H26	H27	H28
人口	19,005	18,878	18,634	18,378	18,182
総排出量	7,750	7,252	7,063	6,923	6,831
家庭系ごみ	4,777	4,511	4,402	4,180	4,151
事業系ごみ	2,129	1,951	1,956	2,006	1,982
集団回収	844	790	705	737	698
1人1日平均総排出量	1,117	1,052	1,038	1,032	1,029

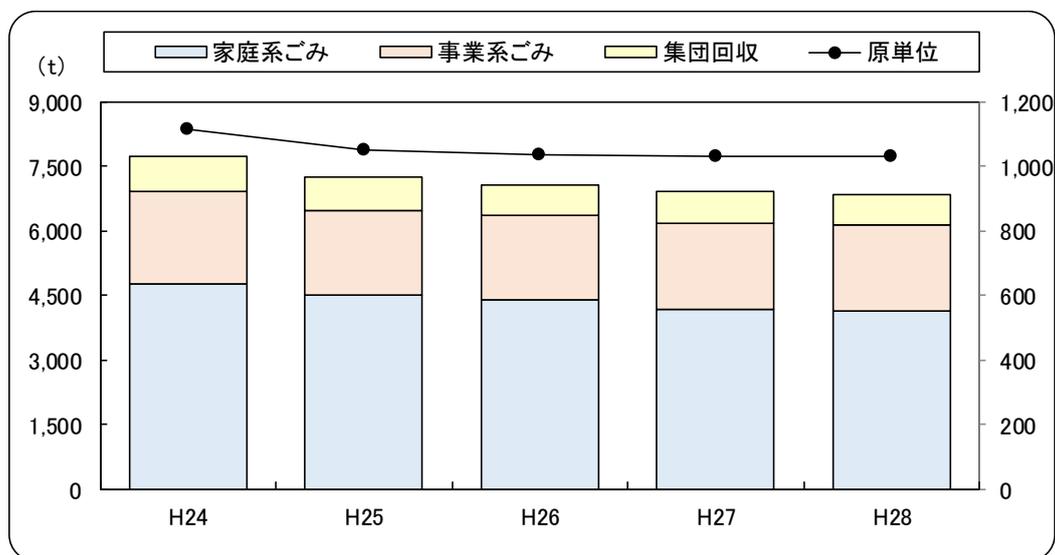


図 3-2-4 ごみ排出量の実績（河合町）

### 3.3 ごみ処理の課題

#### (1) 収集運搬の調整

広域組合の新ごみ処理施設は平成 35 年度から稼働することから、新ごみ処理施設への運搬にあたっては中継施設を整備し、大型車に積み替えて行うため、それに伴い運搬体制等を調整する必要がある。

#### (2) 住民サービスの向上

ごみ処理の広域化に伴い、分別区分及び排出方法が変更となることから、より効率的に運営するとともに住民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供や分別指導等を行っていく必要がある。

#### (3) 過渡期の処理

広域組合の新ごみ処理施設が稼働するまでの期間も、排出されるごみを継続的に処理することができるよう検討を行う必要がある。

## 第4章 処理計画

### 4.1 施設建設の必要性

本計画において、中継施設の検討を進めるうえで整理すべき事項について、以下に示す。

#### (1) 収集運搬の効率化

施設建設地が、現在のごみ焼却処理施設である安堵町環境美化センター跡地となるため、広陵町及び河合町からのごみの運搬距離が長くなり、各町で格差が生じるため、効率化することが求められる。

#### (2) 施設建設地への車両集中の軽減

現在は各町の保有するごみ処理施設へごみを搬入しているが、広域組合の新ごみ処理施設の整備に伴い、各町で収集したごみが施設建設地に集中して出入りすることになる。中継施設への搬入経路は、大半が通過道路として利用されているため、住民への直接的な影響は小さいと考えられるが、車両集中に伴う渋滞や事故等が発生しないよう、可能な限り収集運搬車両や直接搬入車両が集中しない方策を図ることが求められる。

#### (3) 住民サービス等の維持

住民や事業者にとって、広域ごみ処理施設が自区域から離れることは、ごみを直接搬入するという面では住民サービスの低下につながるため、ごみの広域処理の効率化を維持する一環として、住民や事業者に対して一定のサービスを維持することが求められる。

## 4.2 ごみ処理量の推計

### 4.2.1 計画人口の設定

3町の計画人口の推計を表4-2-1及び図4-2-1に示す。

ここでは、広域組合が平成28年12月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の予測結果を採用する。

表4-2-1 計画人口

単位：人

年 度	圏域合計	各町人口			
		安堵町	広陵町	河合町	
実績	2013 H25	61,139	7,692	34,569	18,878
	2014 H26	61,078	7,659	34,785	18,634
	2015 H27	60,861	7,559	34,924	18,378
	2016 H28	60,748	7,576	34,990	18,182
	2017 H29	60,498	7,501	34,997	18,000
予測	2018 H30	60,857	7,571	35,068	18,218
	2019 H31	60,832	7,550	35,109	18,173
	2020 (H32)	60,809	7,531	35,147	18,131
	2021 (H33)	60,788	7,513	35,183	18,092
	2022 (H34)	60,767	7,496	35,216	18,055
	2023 (H35)	60,749	7,480	35,248	18,021
	2024 (H36)	60,730	7,464	35,278	17,988
	2025 (H37)	60,714	7,450	35,306	17,958
	2026 (H38)	60,698	7,437	35,333	17,928
	2027 (H39)	60,683	7,424	35,358	17,901
	2028 (H40)	60,668	7,411	35,383	17,874
	2029 (H41)	60,655	7,400	35,406	17,849
	2030 (H42)	60,641	7,388	35,429	17,824
	2031 (H43)	60,628	7,377	35,450	17,801
2032 (H44)	60,616	7,367	35,471	17,778	

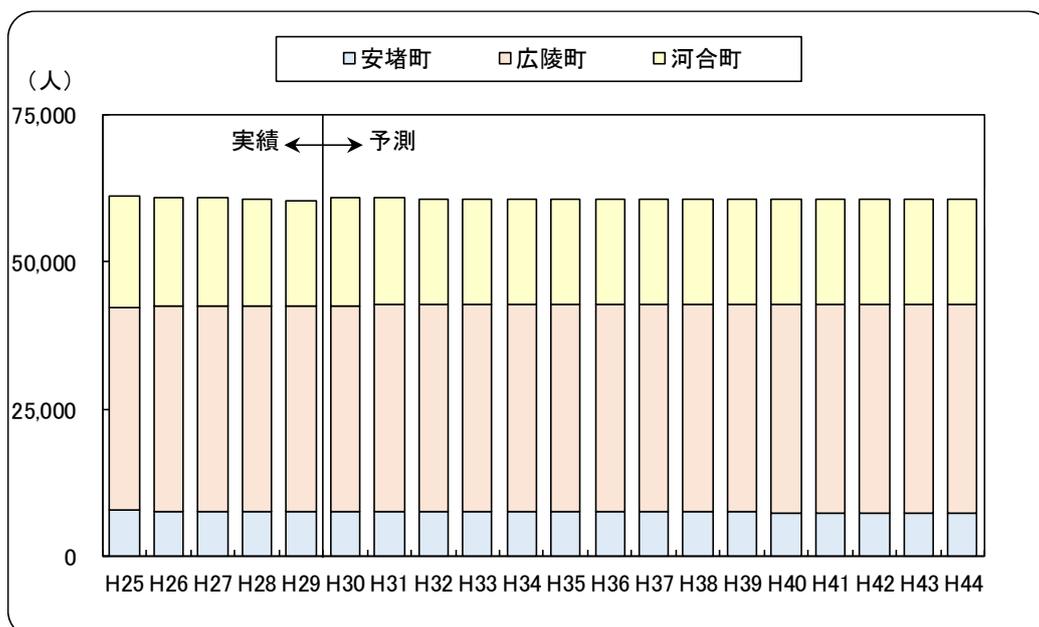


図4-2-1 計画人口

#### 4.2.2 可燃ごみ処理量の推計

3町の将来の可燃ごみ処理量の推計を表4-2-2及び図4-2-2に示す。

ここでは、広域組合が平成28年12月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のうち、「現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計」結果を採用する。

表4-2-2 将来のごみ排出量

単位：t

年 度	圏域合計	各町可燃ごみ量			
		安堵町	広陵町	河合町	
実績	2013 H25	14,548	2,083	6,792	5,672
	2014 H26	14,442	2,198	6,644	5,599
	2015 H27	14,279	2,307	6,576	5,396
	2016 H28	14,184	2,310	6,526	5,348
	2017 H29	14,130	2,320	6,497	5,313
予測	2018 H30	14,080	2,328	6,471	5,281
	2019 H31	14,064	2,342	6,461	5,261
	2020 (H32)	13,991	2,342	6,425	5,224
	2021 (H33)	13,951	2,347	6,405	5,199
	2022 (H34)	13,912	2,352	6,385	5,175
	2023 (H35)	13,904	2,362	6,380	5,162
	2024 (H36)	13,843	2,360	6,351	5,132
	2025 (H37)	13,809	2,363	6,334	5,112
	2026 (H38)	13,779	2,368	6,318	5,093
	2027 (H39)	13,777	2,377	6,317	5,083
	2028 (H40)	13,721	2,373	6,289	5,059
	2029 (H41)	13,694	2,376	6,276	5,042
	2030 (H42)	13,669	2,379	6,263	5,027
2031 (H43)	13,673	2,388	6,265	5,020	

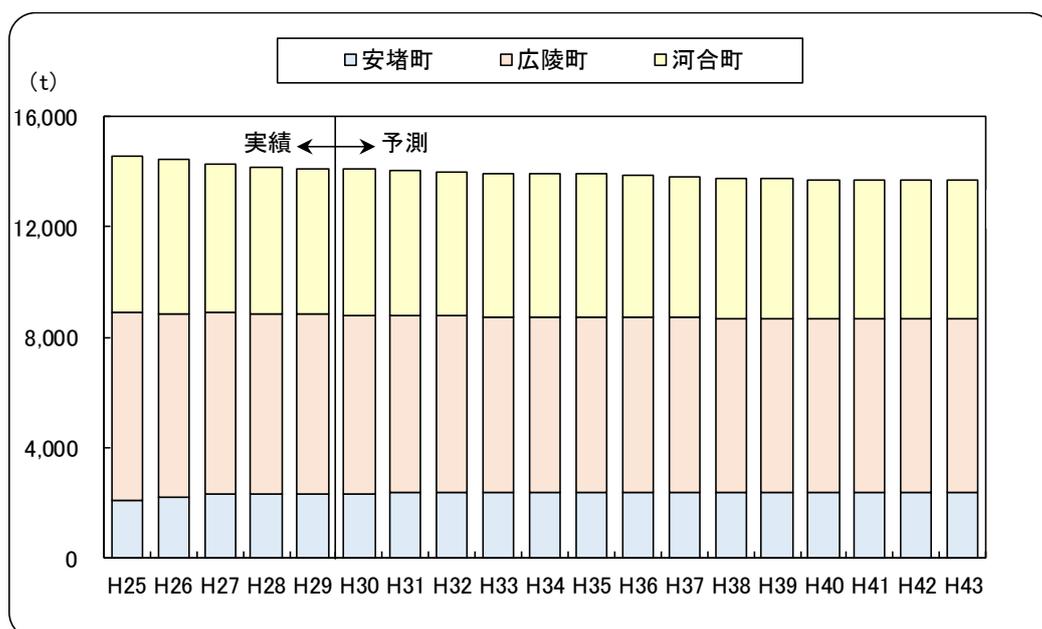


図4-2-2 将来のごみ排出量

## 4.3 ごみ処理計画

### 4.3.1 処理対象ごみの区分

分別区分については、広域化に伴い統一することを目指すこととする。

なお、表 4-3-1 は現時点での計画内容であり、排出方法、収集回数、収集体制等と併せて、今後の協議により変更する可能性がある。

表 4-3-1 広域化に伴うごみの分別区分

品 目	
家庭系	可燃ごみ
	不燃ごみ
	プラスチック製容器包装
	ペットボトル
	カ ン
	ビ ン
	有害ごみ
	粗大ごみ
	小型家電製品
	紙類（雑誌・ダンボール等）
	紙パック
古着・衣類	
事業系	可燃ごみ

#### 4.3.2 施設建設地及び周辺条件

施設建設地の位置を図 4-3-1 に示す。

施設建設地は、広域組合の要請である西名阪自動車道・名阪国道を搬入の基幹動線とすることと、周辺の住居等の立地状況等を総合的に勘案し、現在、ごみ焼却処理施設がある安堵町環境美化センターの跡地とする。

面積は 5,307 m<sup>2</sup>であり、北西側に西名阪自動車道が通り、南側には堤防を挟んで大和川が西流している。

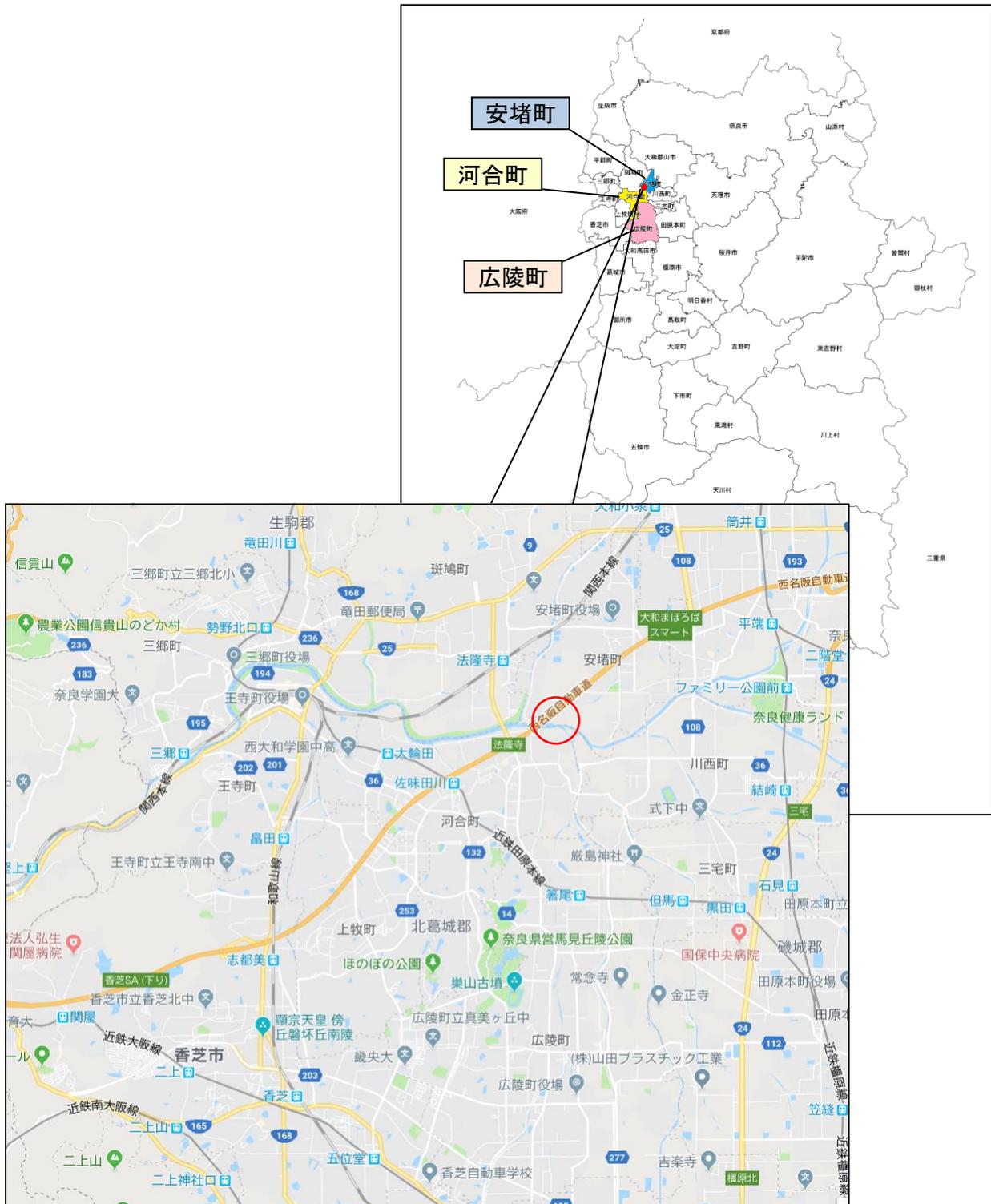


図 4-3-1 施設建設地の位置

施設建設地とその周辺図を図 4-3-2 に示す。

施設建設地への侵入は南西側からとなるが、その進入道路は幅員が狭い部分もあるため、搬入車両の増加に対応できるよう検討が必要である。

また、南側の大和川は施設建設地間近に迫っており、川の氾濫等による水害によって、施設停止や設備機器の故障に対する対応も検討する必要がある。

参考として「安堵町洪水ハザードマップ」を次頁に示す。



図 4-3-2 施設建設地とその周辺図

**1 洪水時の指定避難施設**

No.	施設名	所在地	種別	備註	内訳施設
1	安堵町公民館	安堵町1-34	○	×	×
2	1小中学校	安堵町34-3	○	○	○
3	安堵町福祉センター	安堵町52-4	○	○	○
4	安堵町公民館	安堵町52	○	○	○
5	安堵町公民館	安堵町53	○	○	○
6	安堵町公民館	安堵町71-14	○	○	○
7	安堵町公民館	安堵町72-4	○	○	○
8	安堵町公民館	安堵町73-3	○	○	○
9	安堵町公民館	安堵町74-11	○	○	○
10	安堵町公民館	安堵町75-4	○	○	○
11	安堵町公民館	安堵町76-11	○	○	○
12	安堵町公民館	安堵町77-1	○	○	○
13	安堵町公民館	安堵町78-1	○	○	○
14	安堵町公民館	安堵町79-1	○	○	○
15	安堵町公民館	安堵町80-1	○	○	○
16	安堵町公民館	安堵町81-1	○	○	○
17	安堵町公民館	安堵町82-1	○	○	○
18	安堵町公民館	安堵町83-1	○	○	○
19	安堵町公民館	安堵町84-1	○	○	○
20	安堵町公民館	安堵町85-1	○	○	○
21	安堵町公民館	安堵町86-1	○	○	○
22	安堵町公民館	安堵町87-1	○	○	○
23	安堵町公民館	安堵町88-1	○	○	○
24	安堵町公民館	安堵町89-1	○	○	○
25	安堵町公民館	安堵町90-1	○	○	○

**洪水災害予想地域の見方**

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

**2 洪水時の指定避難所**

No.	施設名	所在地	種別	備註	内訳施設
1	安堵町公民館	安堵町75	○	○	○
2	1小中学校	安堵町79	○	○	○
3	安堵町公民館	安堵町84	○	○	○
4	安堵町公民館	安堵町85	○	○	○
5	安堵町公民館	安堵町86	○	○	○
6	安堵町公民館	安堵町87	○	○	○
7	安堵町公民館	安堵町88	○	○	○
8	安堵町公民館	安堵町89	○	○	○
9	安堵町公民館	安堵町90	○	○	○
10	安堵町公民館	安堵町91	○	○	○
11	安堵町公民館	安堵町92	○	○	○
12	安堵町公民館	安堵町93	○	○	○
13	安堵町公民館	安堵町94	○	○	○
14	安堵町公民館	安堵町95	○	○	○
15	安堵町公民館	安堵町96	○	○	○
16	安堵町公民館	安堵町97	○	○	○
17	安堵町公民館	安堵町98	○	○	○
18	安堵町公民館	安堵町99	○	○	○
19	安堵町公民館	安堵町100	○	○	○

**3 川の減ささと降り方**

1日降水量	予想水位	入河の目安	注意事項
100~200	平常水位	ナシ	この範囲で河川は平常水位に保たれる。
200~300	平常水位	ナシ	この範囲で河川は平常水位に保たれる。
300~500	平常水位	ナシ	この範囲で河川は平常水位に保たれる。
500~800	平常水位	ナシ	この範囲で河川は平常水位に保たれる。
800~	平常水位	ナシ	この範囲で河川は平常水位に保たれる。

**4 避難所指定区域**

No.	施設名	所在地	種別	備註	内訳施設
1	安堵町公民館	安堵町75	○	○	○
2	1小中学校	安堵町79	○	○	○
3	安堵町公民館	安堵町84	○	○	○
4	安堵町公民館	安堵町85	○	○	○
5	安堵町公民館	安堵町86	○	○	○
6	安堵町公民館	安堵町87	○	○	○
7	安堵町公民館	安堵町88	○	○	○
8	安堵町公民館	安堵町89	○	○	○
9	安堵町公民館	安堵町90	○	○	○
10	安堵町公民館	安堵町91	○	○	○
11	安堵町公民館	安堵町92	○	○	○
12	安堵町公民館	安堵町93	○	○	○
13	安堵町公民館	安堵町94	○	○	○
14	安堵町公民館	安堵町95	○	○	○
15	安堵町公民館	安堵町96	○	○	○
16	安堵町公民館	安堵町97	○	○	○
17	安堵町公民館	安堵町98	○	○	○
18	安堵町公民館	安堵町99	○	○	○
19	安堵町公民館	安堵町100	○	○	○

**5 集中豪雨に注意**

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

**6 避難所指定区域**

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

**7 避難所指定区域**

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設

● 指定避難施設  
○ 指定避難施設  
○ 指定避難施設



○家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）  
堤防沿いの地域において、想定最大規模降雨の洪水により家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれの高い区域で、洪水時には避難勧告等によって安全な場所に確実に立ち退く必要がある。

○浸水想定区域  
3.0~5.0m

### 4.3.3 搬入車両の条件

道路交通への影響や近隣住民に配慮し、広陵町及び河合町からの搬入は図 4-3-3 に示すルート（県道 5 号線を北進 → 新御幸橋の交差点を右折し東進 → ひとつめの信号を左折し北進し御幸橋を渡る → 信号を右折し東進）を使用し、それ以外の生活道路等は通行しない。

施設に搬入する車両については以下のとおりとする。

○広陵町・河合町の事業者

事業者の登録(持ち込みを行う車両の登録)以外の車両で搬入しない。

○広陵町・河合町の町民

直接、中継施設へ持ち込むことはできない。必ず居住する町の施設において積み替え、町の車両で搬入する。

また、搬出車両は、法隆寺インターチェンジから西名阪自動車道を使用するルートを通り、広域組合へ搬出する。



図 4-3-3 施設建設地とその周辺図

#### 4.3.4 施設規模の算出

各町の可燃ごみ処理量から想定される施設規模を表 4-3-2 に示す。

ここで採用する可燃ごみ量は、施設の稼働予定である平成 36 年度以降の最大値とする。安堵町については増加傾向にあるため平成 43 年度の値とし、広陵町及び河合町については減少傾向にあるため平成 36 年度の値とする。

なお、今後の各町における減量効果等を勘案したうえで、再検討し算出する。

表 4-3-2 施設規模の算出

		安堵町	広陵町	河合町	備考
可燃ごみ量	t/年	2,388	6,351	5,132	①広域組合「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」で推計された量を採用
	t/年	13,871			
稼働日数	日/年	256			②365日(年間)－104日(土日)－5日(年末年始)
日平均処理量	t/日	9.3	24.8	20.0	③＝①÷②
月変動係数	－	1.15			④「ごみ処理施設構造指針解説」に示されている1.15(一般的な数値)を採用
災害廃棄物割増係数	－	1.2			⑤近年の災害時の被害状況を勘案し1.2と設定
計画処理量	t/日	12.8	34.2	27.6	⑥＝③×④×⑤
		74.6			⑦＝⑥の合計

## 第5章 処理方式

### 5.1 中継施設の処理フロー

中継施設の処理フローを図 5-1-1 に示す。

中継施設は、広域的に輸送することで収集運搬作業の効率化を図るため、ごみを小型・中型車から大型輸送車に積み替えるための施設である。

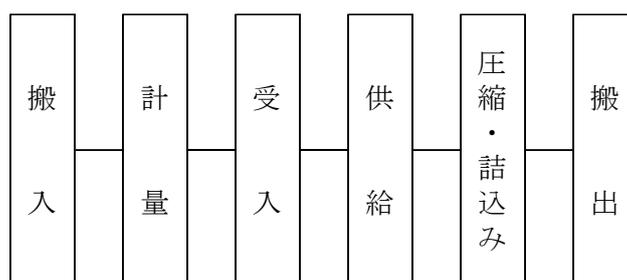


図 5-1-1 中継施設の処理フロー

## 5.2 中継方式の設定

### 5.2.1 中継方式の種類

可燃ごみの中継施設の代表的な方式としては、コンパクト・コンテナ方式、ダストドラム方式、段差直接投入方式がある。

#### (1) コンパクト・コンテナ方式

収集されたごみをコンパクト（圧縮機）により大型コンテナに高圧縮して貯留し、運搬効率を高める方式で、運搬車両は、大型脱着装置付コンテナ専用車（アームロール車）が用いられる。大量処理が可能で、主に大規模施設（50 t /日以上）に採用されている。

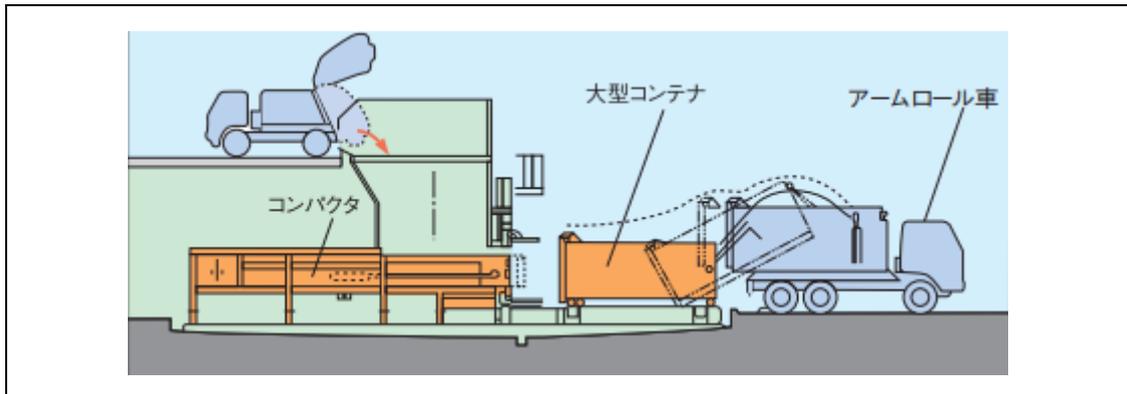


図 5-2-1 コンパクト・コンテナ方式の概要

#### (2) ダストドラム方式

収集されたごみを貯留圧縮機（ダストドラム）に貯留し、大型のごみ収集車両に積み替える方式である。主に中小規模施設に採用されている。

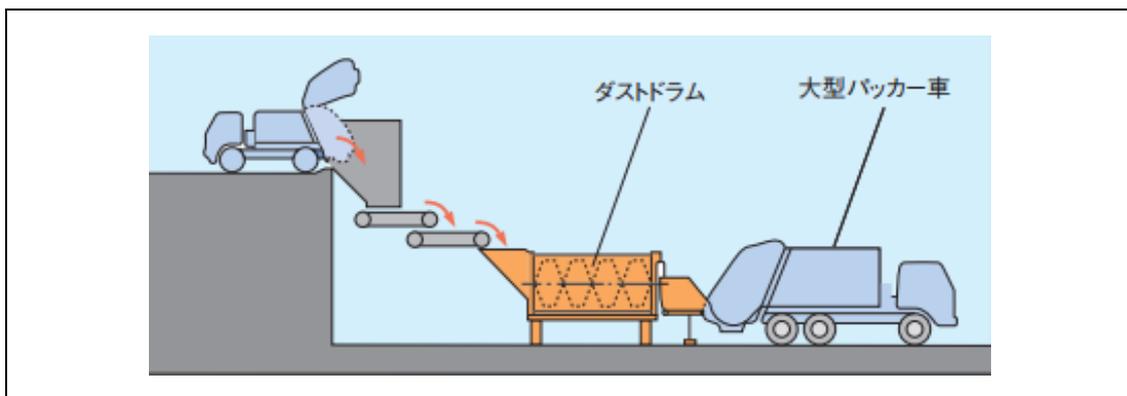


図 5-2-2 ダストドラム方式の概要

### (3) 段差直接投入方式

スロープで2階に上がり、パッカー車から直接コンテナにごみを投入し、油圧ショベルでコンテナ内部のごみを整理する方式で、運搬車両は、大型脱着装置付コンテナ専用車（アームロール車）が用いられる。圧縮設備を導入せず機器設備が少ないため、維持管理が簡易な方式である。



図 5-2-3 段差直接投入方式の概要

#### 5.2.2 中継方式の決定

各町の可燃ごみ量を基に算出した計画処理量から、1日当たりの計画処理量はおよそ 75 t になるため、中小規模施設に適しているダストドラム方式は今回の計画施設には適さない。残る 2 方式のうち、段差直接投入方式は設置する設備機器が少なく、メンテナンス性に優れているとともに、建設費・維持管理費ともに大幅に安くなると考えられる。また、組合からの要望である鉄蓋密閉式コンテナを使用し運用することも可能であるため、ここでは段差直接投入方式を採用する。

## 5.3 中継施設の概略仕様

中継施設の概略仕様を以下に示す。

### 5.3.1 機械設備仕様

#### (1) 受入供給設備

搬入されたごみを受入れ、後段の設備に供給する設備であり、主に以下の機能を備える。

- ・計量機（トラックスケール）
- ・プラットホーム
- ・プラットホーム出入口扉
- ・受入ホッパ
- ・ごみ供給・搬送装置

#### (2) 圧縮・詰込設備

受入・供給設備より供給されたごみ受け入れるコンテナと、そのごみを整理する油圧ショベルである。

- ・コンテナ
- ・油圧ショベル

#### (3) 集じん・脱臭設備

ごみの受入・供給、圧縮、搬出時に発生する粉じん及び臭気の拡散を防止する設備である。

#### (4) 給排水設備

各設備等へ給水を行うとともに、施設の運転及び各設備から発生する汚水进行处理する設備である。

### 5.3.2 電気・計装設備仕様

#### (1) 電気設備

施設の運転に必要な電気設備である。

#### (2) 計装設備

運転の信頼性向上と省力化を図るため必要な操作・監視・制御等の設備である。

### 5.3.3 雑設備

その他、洗車装置等の必要な設備である。

## ▶ 第6章 施設配置・動線計画

施設配置計画は、関係法令を遵守し、合理的・経済的に立案する必要があり、動線計画については、ごみ搬入車や搬出車及びその他の車両が、それぞれ動線上の交差を生じないようにできる限り一方通行とすることが望ましい。

また、施設棟から発生する騒音・振動等を考慮して、近接した敷地境界線には緑地帯等の空間を設けることや、施設棟出入口の開口部を避ける等を配慮することも必要である。

施設の配置案を図 6-1-1 に示すが、今後は仕様を決定していく設計段階において、改めて詳細に検討する必要がある。

### (1) 計量機

構内車両動線上適切で、ごみ搬入車及び搬出車の計量が容易にできる位置に設けるとともに、待車場所の確保にも配慮する。

### (2) 構内道路・プラットホーム取付道路

待車スペースも考慮し、ごみ搬入車が安全かつ容易に通行できる幅員と、プラットホーム取付道路については適切な勾配を持った構造とする。

### (3) プラットホーム

ごみ収集車から受入ホップへの投入作業が渋滞なく円滑に行える広さとし、ごみ収集車からのごみやごみ汚水の飛散、臭気、粉じん、ごみ投入時の騒音等の対策に配慮した構造とする。床面は水が溜まらないように勾配を持たせ、天井は必要に応じて採光可能な構造とする。

### (4) 受入ホップ

ごみの投入が安全かつ容易に行えるとともに、ごみの飛散、投入時の騒音・振動対策を講じる。

### (5) 貯留・搬出設備

室内はメンテナンスを考慮した高さが必要であり、機材の搬出入が容易にできるように考慮した位置であるとともに、搬出車が容易にアクセスできる位置に設ける。

床面は重量車両の出入に耐える強度を必要とし、床洗浄水の排水を考慮した床面の傾斜や周囲の排水溝等を設置する。

### (6) 集じん・脱臭設備室

これらの設備機器は騒音源となるため、他の騒音発生機器と一緒に専用の部屋を設け設置する等を配慮する。

### (7) 管理棟

構内動線等を考慮し、施設棟及び外部への連絡の良い位置に設ける。棟内には必要に応じて事務室、更衣室、便所等を使用上適切な位置に設けるとともに、職員の労働衛生や外部者の快適性かつ安全性に配慮して計画する。

### (8) 車庫棟

日常作業に支障のない位置に計画する。

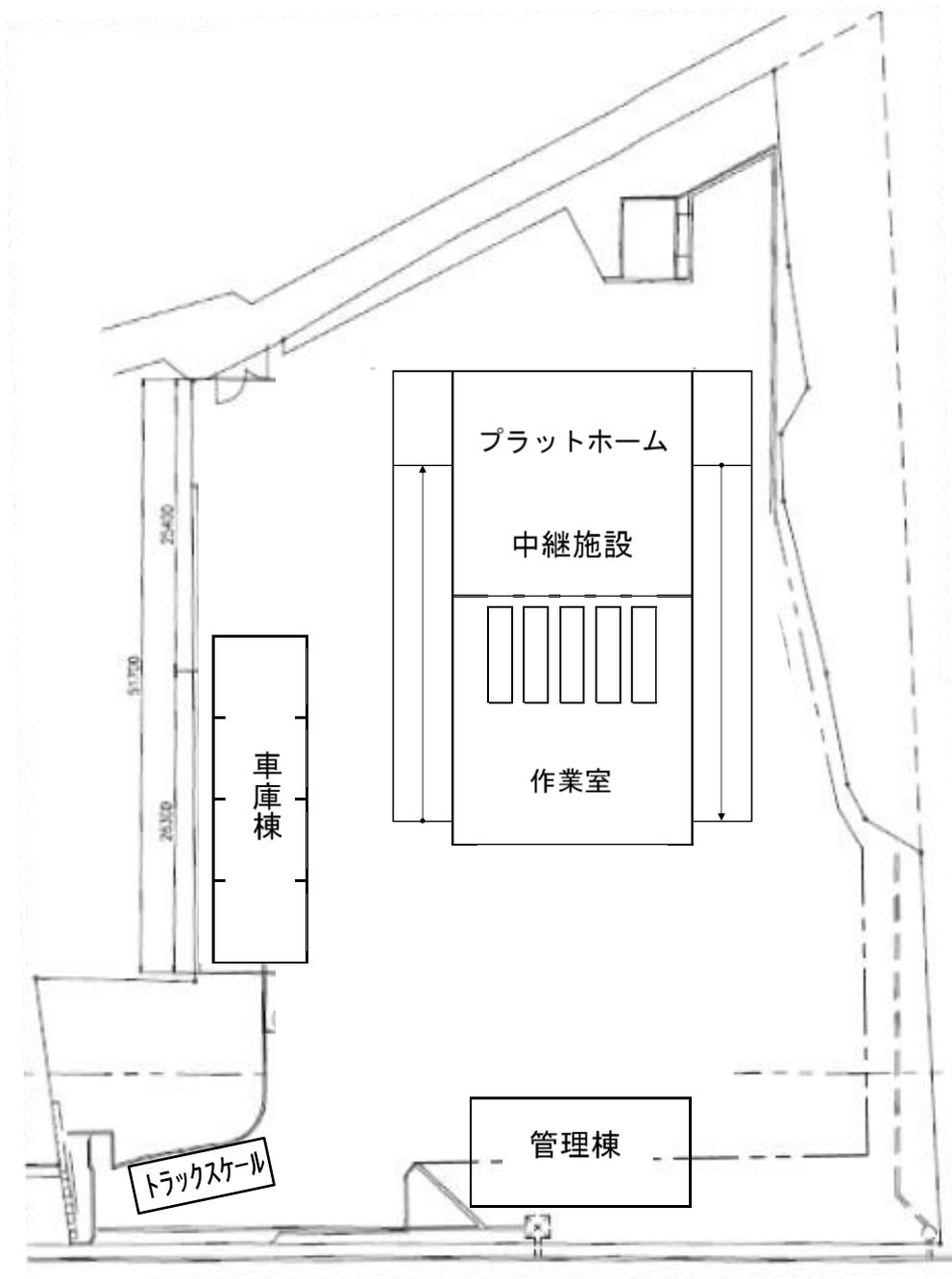


図 6-1-1 施設の配置案

## 第7章 管理運営計画

### 7.1 環境保全対策

施設整備の検討に際して、ばいじん、騒音、振動、悪臭その他公害の防止に関する法令に定める基準に適合するのはもとより、環境配慮の観点から更なる自主基準を念頭に置き、周辺環境対策等を検討する必要がある。

目標の設定は、基準、条例および周辺環境の保全状況を考慮し決定する。

- ・大気汚染防止関連（ばいじん等）
- ・騒音・振動防止関連
- ・悪臭防止関連 他

#### (1) 粉じん対策

計画施設は、大気汚染防止法の特定施設ではないが、大気汚染防止法や労働安全衛生法に基づく作業環境面から対策が求められる。

#### (2) 騒音・振動対策

施設の稼働に伴い発生する騒音対策として、低騒音型の機器を導入するとともに、遮音・吸音効果の高い建築材料の使用や機器配置の工夫を行い、施設の防音効果を高める。

振動防止対策として、機器の設置においては独立基礎の設置や防振装置を設ける等、施設への伝播を防止する措置を講じる。

#### (3) 悪臭対策

悪臭対策については、搬入時以外はプラットホームの扉を閉める、扉の空いている時間をできる限り短くするために高速で開閉できるものを採用するとともに、エアカーテンを設置し外部への漏洩を防ぐ。また、内部を負圧に保つためプラットホーム及び搬出室の空気を吸入し、脱臭設備にて処理をしてから排気する。

なお、作業重機からの悪臭と同時に環境粉じんの飛散にも配慮する。

## 7.2 管理組織

施設の運営管理において、人件費を含む維持管理費の低減化や効率化の中で実施されることが望ましい。

### 7.2.1 人員配置計画例

施設の運営において必要な人員の配置計画例を表 7-2-1 に示す。人員については詳細設計に伴い変更する場合がある。

表 7-2-1 人員配置計画例

設備・項目	主たる業務	必要人員
受入・供給設備	ごみの受入及び供給の誘導	1*
搬出設備	ごみの搬出	1*
技術・機械	機械の点検、給油作業及び調整	1*
電 気	電気・計装機器の点検及び調整	1*
車両運転	広域組合への搬出車両の運転	2*

※ \*印の人員は、場合によっては各技術担当者が兼任することができる。

### 7.2.2 必要資格例

施設の運営において必要な資格例を表 7-2-2 に示す。ここには必要な資格を全て示しておらず、必要に応じて変更等を検討する。

表 7-2-2 必要資格例

資 格	内 容
廃棄物処理施設技術管理者	施設の適正な維持管理のための技術標準及び作業標準等を制定し、職員の技術指導を行う。
クレーン運転特別教育修了者	つり上げ荷重 5t 未満のクレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務をする時に、安全・衛生のための特別教育を受けた者を就けさせなければならない。
危険物取扱者	少量危険物取扱所を管理する。
電気主任技術者	電気設備の取り扱い、維持管理を統括する。
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	槽内作業等、酸素欠乏危険個所での作業時の安全管理のため必要となる。
電気主任技術者	電気設備の取り扱い、維持管理を統括する。

## 7.3 労働安全対策

施設の計画・設計にあたっては、「労働安全衛生法」及び「消防法」等の関係法令の規定を遵守し、施設の運転、点検、清掃等の作業が安全かつ衛生的に行える対策に十分配慮する必要がある。

### (1) 交通安全対策

施設内における交通は次のものがあげられる。

- ・ごみ搬入車
- ・ごみ搬出車
- ・清掃・点検等作業車
- ・作業員・施設見学者等の歩行

これらの交通に関わる安全対策として、以下の対策を講じる。

- ・必要な用地の確保
- ・区画線、案内板、誘導標式等の設置
- ・警報機、カーブミラー、スリップ止め、ガードレール等の安全設備の設置

特に、ごみ搬入車の運行が最も頻繁であることから、スムーズな走行ができるように配慮するとともに、この動線とその他の動線が極力交錯することのないよう、十分配慮した計画とする。

### (2) 転倒・転落防止対策

転倒・転落防止対策については、以下の対策を講じる。

- ・作業時転落のおそれがある箇所には、手すりや安全柵を設置する。
- ・壁面部や傾斜部分には、必要に応じてタラップや転落防止金物を設置する。
- ・手すり、安全柵、タラップ、その他転落防止金物は、耐食性の材質とする。

なお、これらの対策を講じる前に、運転管理に必要な作業空間や通路については優先的に確保しておく必要がある。日常の運転、点検、清掃等の作業、定期点検整備、機器の補修・交換時の作業は特に考慮すべきであり、できるだけ余裕を持った寸法を確保する。

また、作業・通路部分には、照明・採光設備を有効に配置し、必要な照度を確保する。

# 第8章 事業実施計画

## 8.1 事業スケジュール

施設整備の事業スケジュールを表 8-1-1 に示す。施設整備事業の実施にあたり、事業完了までには以下の手続きが必要となる。

### (1) アドバイザリー業務

安堵町、広陵町及び河合町の3町での事業となるため、協議会支援を含めた調整及び支援等を委託し行う。

### (2) 測量・地質調査

現況地形及び土地利用状況等を踏まえて、施設の計画・設計に必要な基礎データを得るため、地形測量と地質調査を行う。

### (3) 生活環境影響調査

事業を実施することによる周辺的生活環境に及ぼす影響について予測・評価を行う。なお、本事業については必須ではない。

### (4) 実施設計（発注支援・開発許可等）

発注仕様書の作成支援や提案図書の技術審査、開発許可等を含めた施設の実施設計を行う。

### (5) 建設工事・施工監理

新しく中継施設の建設工事を行うとともに、施工監理を委託し行う。

表 8-1-1 事業スケジュール

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	H30	H31	(H32)	(H33)	(H34)	(H35)	(H36)
施設整備基本計画	■						
アドバイザリー業務		■					
測量・地質調査				■			
生活環境影響調査			■				
実施設計 (発注支援・開発許可等)				■			
施工監理					■	■	
建設工事					■	■	
稼働開始							■
解体撤去工事				■	■		

## 8.2 概算費用の算出

事業全体の概算費用を算出する。なお、ここに示す価格は消費税を含まない金額である。

### 8.2.1 建設費の算出

建設工事の他事例と算出した単価を表 8-2-1 に、算出した新施設建設の概算工事費を表 8-2-2 にそれぞれ示す。

施設建設の概算工事費を算出するが、この費用はあくまで他事例に基づいた概算の金額であり、今後決定する機器仕様等や今後の社会情勢やごみ処理行政の変化等に伴い価格は大きく変動する可能性があるため、必要に応じて適宜算出し詳細に検討するものとする。

ここに含まれる設備としては、脱臭・消臭設備、高速シャッター、トラックスケール及び自火報設備・屋内消火栓設備等の消防設備、照明コンセント等であり、基礎杭工事は含まない。

表 8-2-1 建設工事の他事例と単価の算出

自治体	建築面積(m <sup>2</sup> )	建設費(千円)	単価(千円/m <sup>2</sup> )
A物件	1,230	325,000	264
			270

管理棟及び車庫棟等を含む計画施設の想定建築面積に、上記で算出した単価を乗じて施設建設費を算出し、その他造成等に要する費用を加算して建設費を算出する。

表 8-2-2 新施設建設の概算工事費の算出

建築面積(m <sup>2</sup> )	単価(千円/m <sup>2</sup> )	施設建設費(千円)	造成費(千円)	建設費(千円)
1,900	270	513,000	50,000	563,000

### 8.2.2 総事業費の算出

建設に必要な業務及び調査等を含んだ総事業費を、表 8-2-3 に示す。

建設工事及び施工監理は、他事例等から勘案し、2022 年度に 2 割、2023 年度に 8 割をそれぞれ実施するものとして算出する。なお、計画の進捗等に応じて、ここに記載以外の業務も発生する可能性がある。

表 8-2-3 新施設建設に伴う総事業費の算出

単位：千円

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
	H30	H31	(H32)	(H33)	(H34)	(H35)	
施設整備基本計画	3,690						3,690
アドバイザー業務		1,200					1,200
測量・地質調査				5,100			5,100
生活環境影響調査			5,400				5,400
実施設計				25,000			25,000
施工監理					3,600	14,400	18,000
建設工事					112,600	450,400	563,000
合計	3,690	1,200	5,400	30,100	116,200	464,800	621,390

